

所沢市都市計画法第34条第7号許可運用基準

＜ 解 説 ＞

■ 関連事業を行う場合における敷地及び予定建築物等に関する基準

- (1) 運用基準3(1)のただし書について、隣地に相当する位置とは、既存工場の敷地の前面道路(中央分離帯があるものを除く。)の向かい側などとする。
- (2) 運用基準3(5)の予定建築物等の高さについて、当該予定建築物等に係る新たな敷地であることから、既存工場の高さに影響を受けない。